

京都大学	博士(文学)	氏名	跡 部 信
論文題目	豊臣政権の権力構造と天皇		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、天皇を中核とする伝統的制度と豊臣政権との関係に注目しながら豊臣期の政治過程を見直し、かつ、政権の権力構造を究明することを課題とする。</p> <p>序章では、本論文の課題を示すとともに、本論各章の視角に即して研究史を整理する。なかでも豊臣期における天皇と天下人秀吉との関係をめぐっては、天皇の発言力が秀吉を制約していた面を強調する見解と、秀吉の地位が天皇のそれを超越していたとする理解が、併存する研究状況にあることを指摘する。</p> <p>第1章「服属の作法と人質 — 家康臣従過程を再検討する —」では、徳川家康の秀吉への従属過程を考察するなかで当該期における主従関係形成の様式を析出し、かつ両者が対決した小牧合戦の意義を再評価する。</p> <p>小牧長久手合戦で秀吉軍を破った家康は秀吉への服属をこばみ続け、秀吉が妹をめあわせても上洛要求に応じなかったが、母を人質に送るとようやく上洛して臣従の礼をとった、といわれてきた。しかし小牧合戦のころ秀吉が服属の要件としていたのは上洛ではなく人質であり、家康は戦後、迅速にこれを提出している。秀吉の妹は追加人質への見返りに送られたのであり、家康に上洛が命じられたのは婚儀成立後である。秀吉の統治権の深化にともない、臣従の基準が引き上げられたのである。上洛要求をうけた家康は、みずから反対給付の条件を内示して受諾。その意思の確認後、秀吉は念押しで母の下向を提案する。それは終戦のさい敗者の退去の安全を保証するため勝者が人質を出した戦国の慣習に準ずる措置であるとする。小牧合戦後の人質提出から上洛までの期間は、秀吉の家康に対する優位を前提としつつ後者が前者への服属度を強めていった、臣従化の進行過程と位置づけられる。そうした過程は上杉や毛利のような有力大名の場合にも確認でき、家康が特別だったわけではない。だが、まさに家康の臣従化過程と併行して、人質提出と上洛見参で完結をみる政権への服属作法が形成されていく。長久手敗戦が秀吉の軍事征服による統一路線を天皇權威や官位制度など伝統的国制の活用路線へ転換させたといわれるが、天皇奉戴の姿勢も、武威を押し立てつつ服属大名の存続はみとめる基本方針も合戦の前後で一貫していた。</p> <p>第2章「豊臣政権の代替わり」では、秀吉が甥の秀次に関白職をゆずったのちの両者の関係を分析するとともに、関白職という伝統的制度のもつ威力につき考察する。</p> <p>この時期には秀吉が秀次を介して自己の意思を発動させている事例が見うけられ、先行研究でそれらは伝統に裏打ちされた関白職の支配領域では秀吉といえども、秀次をとおさねば権力を行使できなかったためと解釈されてきた。そうした状況の帰結と</p>			

して秀次事件が発生し、事件は豊臣政権と朝廷権威との関係変化の転機となったとも説かれている。しかし秀次の権限の強固さを示す徴証とみられてきたさまざまな事象は、むしろ秀吉による秀次後援策と理解すべきものである。秀吉は関白の職権に踏みこめなかったのではなく、それらの案件を自身の後見のもと、あえて秀次に処理させることで、いまだ脆弱な秀次の権力基盤を整備しようとして企図したのである。秀次が身に帯びたとされた伝統的国制の力は秀吉を掣肘するかたちでは作用しなかったし、朝廷支配や大名統制を補完する機能面でも大きな限界をもっていた。後援策は秀次への代替わりを円滑にすすめるためのもので、多岐にわたって実施されている。それらは秀吉に実子秀頼が誕生して以後も途絶えることがなかった。政権を豊臣一族に移譲する代替わりそのものが容易ならざることと認識されていたため、秀吉は秀次を警戒しつつも、後援策を継続せざるをえなかったのである。代替わり実現のため関白職という伝統的制度の力を借りた秀吉も、その威力に過大な期待は抱いていなかったことになる。

第3章「秀吉の朝鮮渡海と叡慮」では豊臣政権と天皇との関係について、秀吉と天皇のそれぞれに対する発言力、両者の地位、天皇権威の性質、秀吉による天皇利用の特徴といった観点から論じている。

国内統一戦を遂行する正当性の根拠として天皇権威を利用した秀吉は、自身も叡慮に縛られ、勅命を拒絶できない弱点を抱えこんだと説かれてきた。しかしそれを証する典型例とされてきた秀吉の朝鮮渡海を制止する勅書をめぐり経緯を検討しなおすと、彼は渡海中止をあくまで戦況に応じて決定しており、勅書受理後も渡海の意欲を公言している。先行研究は渡海制止勅書を天皇北京遷座計画に対する拒否宣言と読みといてきたが、それは計画挫折が明白となったのちに発行された可能性が高い。彼はほとんど勅命に拘束されていなかった。

当時の叡慮や勅命が人々を服従させる威力はとぼしく、天皇の権威は柔弱だった。しかし天皇を身分序列上の頂点に位置づける制度は依然として堅固であり、天皇はその制度に保証された国王の地位に由来する権威をかりうじて維持していた。秀吉の正当性もこの堅固な国制の権威に立脚しつつ、落ちぶれた天皇権威を復興させる運動によって生じていた。秀吉の統治期、天皇が対外的にも国王の地位を与えられていなかったとする所説があるが、彼は自分の上位に君臨する天皇の存在をことさら対外的に露出させている。また彼の証明構想のなかに天皇の地位をこえようとする意図を読みとる議論があるが、天皇に明国を進上しその身柄を北京に移す三国国割計画も、中国を上等とみる彼の意識のなかでは、天皇の地位を上昇させる構想として発案されている。天皇を最高位に位置づけ、自身を天皇への奉仕者と規定する点において、彼の態度は不変である。

秀吉は叡慮から人格的要素を抜いて機関化することに成功していたし、叡慮に反する皇位後継者を指名する権力さえ獲得していた。だが家康は秀吉没後の政局で秀吉の

到達点から後退し、叡慮を天下人の意思より尊重すべきと主張する。江戸初期の朝幕確執は、ふりだしに戻そうとする家康が天皇にしかけた序列争いとして顕在化する。

第4章「豊臣政権の対外構想と秩序観」では秀吉の国際秩序観と対外構想を分析し、その国家意識と豊臣外交の特質をさぐる。

豊臣政権は明と南蛮国インドを日本と対等の交易国、朝鮮や琉球、台湾、呂宋を服属要求対象国といったように、二元的に近隣諸国を認識していたと指摘されている。しかし秀吉対外文書の様式からすれば、朝鮮以下の国々のみならず、インドも日本より低く位置づけられ、それらのなかでは、朝鮮と琉球が南蛮国や台湾より高い格づけであった。総じて外交文書の様式上で日本の最高位の君主として定置されていたのは天皇で、相手国への優位は天皇の地位を基準に表現されている。

いっぽう明あて和議七ヶ条と「対大明勅使可告報之条目」では明が日本より高く位置づけられ、日本の神や天皇も皇天や皇帝の下位に置かれている。神国思想や天皇が明には通用しないと自覚されていたのである。とはいえ日本は明への従属を容認したのではなく、足利義持の対明断交文書の形式を採用することで独立堅持の気概を示している。豊臣政権は和議七ヶ条で国の格としては明の下位に立つことを甘受しつつ、独立国どうし対等に和親の盟を結ぼうとしたのである。先行研究で東アジアに君臨する正当性の主張と読まれてきた秀吉「日輪の子」神話は、この段階では明に対し格下の立場から和親を要求する正当性の根拠に用いられたわけだが、もともとこの神話は天皇を超越する根拠にもなりえておらず、中国王朝の感生帝説とは性格を異にしている。

通説では和議七ヶ条のうち朝鮮南四道の割譲要求こそが最重要と評価され、和議決裂の真因もこの条項に関連するとみられてきた。この要求は、戦況を理解できない秀吉の頑迷な勝利者意識の徴証とも判ぜられてきた。しかし講和破局の真因は朝鮮王子不参問題にあり、領土要求は明の皇女降嫁や朝鮮王子来日を成就するための脅迫文言以上の意味をもっていない。七ヶ条における対朝鮮構想とは明と朝鮮の宗属関係を是認しつつ日本にも朝鮮を服させようというもので、属国化といっても形式的な色彩が濃い。この時点の豊臣外交が抑制的であったことは、さかんに服属を強要していた呂宋への対応からも確認できる。七ヶ条提示後、豊臣政権は呂宋に譲歩の態度をみせはじめ、ついには本国カスチリヤの支配と権威を温存し、かたちばかり日本に呂宋を服従させる両属的支配構想で満足する。この政策転換は朝鮮や明の戦地での抵抗に起因する影響として、和議七ヶ条での現実路線と一体の変化と理解すべきである。

第5章「高台院と豊臣家」では、高台院が秀吉没後に果たした役割を検討する。秀吉生前には政務にも容喙して政権運営をささえた高台院は、夫の死後は京都の寺院で仏事三昧の日々を送ったと理解されてきた。また、彼女がそのような生活を選択した背景には大坂城で秀頼を後見する淀殿との確執があり、この両人の対立こそが関ヶ原合戦に帰結する豊臣の家臣団の分裂を拡大させ、ひいては豊臣家滅亡の遠因となったとさえ説かれてきた。しかし、じっさいには二人の関係の基調は連携にあり、関ヶ原

の前後にもたがいに協力しあっている。禁裏に隣接して居を構える高台院は親しく朝廷とまじわりながら、ときとして所司代に政治上の要求を突きつけるような暮らしぶりで、幕府から重んじられ警戒されている。他方で彼女は大坂城との関係を絶やすことなく、また、淀殿も彼女のことを気づかっている。周囲も彼女を豊臣の一員とみて、大坂城に対する彼女の影響力を期待し続けている。こうして彼女の政治力は朝廷と幕府、大坂城を対象として、それらをつなぐかたちで発揮される。首都の中心地で朝廷と一体化したかと思まがうほどの立ち位置にいて、政治的存在としてあり続けることが彼女の役割であり、そのことが、豊臣家が一大名とは異なる特殊な地位を確保するうえで意味をもったと考えられる。

第6章「清正と家康の海賊退治」では、代表的な豊臣恩顧の大名であった加藤清正の関ヶ原合戦後の立場と行動を徳川家康との関係に焦点をしばり検討することをおして、当該期の公権力の実相とその変容過程を分析。かつ、摂関家として徳川をしのぐ家格を有する豊臣家の地位について考察する。

清正が秀吉の海賊禁止令をうけ、自領内で取り締まりに尽力した事実が知られているが、じつはそれらは関ヶ原合戦後のことで、禁令の発令者は家康であった。家康は將軍任官前においても西日本の有力豊臣大名を威令に服させていたのである。その正当性の根拠の一つは、彼が秀吉生前から豊臣政権の大老として実績を重ねていた点にあった。だが慶長16年、家康は豊臣秀頼に露骨な軍事的圧力を加えて二条城に呼びつけることで、もはや豊臣の權威に縛られない、自立した天下人たる立場を明示する。また同時に大名たちに、豊臣家との関係の清算をうながした。二条城会見の照準は秀頼だけでなく、これを支持する大名たちをもとらえていた。秀頼への上洛要求に臣従を強制する意図はなかったとみる「二重公儀体制」論には無理があるが、しかし二条城会見で主従関係が確立したとも当時の人々は理解しなかった。家康は秀頼を会見の場では厚遇することで、徳川に臣従して存続する選択肢が残されていることを伝えた可能性がある。清正らも当面やむをえぬものとして事態をうけいれ、秀頼上洛の実現に協力するとともに、將軍家への服従を誓約した。

第7章「秀吉独裁制の権力構造」では、豊臣政権における意思決定のしくみを考察するとともに、政権中枢に形成されていた機構が秀吉没後にたどる軌跡を素描する。

政権中枢の奉行たちは、しばしば秀吉への進言におよび、その意思を変更させている。秀吉にとりたてられる反面、社会からも評価される存在であった彼らが政権と社会との結節点として機能するための要件として、秀吉への影響力は不可欠であった。秀次事件を機に秀吉の意を体現して統治全般をつかさどる任務を帯びた「四奉行」制が秀吉直属の中核機構として確立するが、その「四奉行」も秀吉をあざむくことさえ厭わず、自律的に政策を追求する政務機関として機能している。

秀吉は他方、有力大名たちにも発言権をみとめ、大名統制の分野で国政に参与させる。だが天下統一の実現は彼らの力を相対的に低下させ、特殊な地位を動揺させる。

そうしたなかでも徳川家康が大名統制の職域すらこえた次元の発言権をみとめられたのは、彼みずからの積極的な運動による。秀吉は前田利家との協働を条件に家康の役割を位置づけなおし、「二大老」制を始動させた。秀次事件の動揺をうけて秀吉が構想した側近奉行と六大老の合議体制は現実には凍結状態に置かれたが、家康と利家の「二大老」制は秀吉直属の中枢機構として実動する。とりわけ二人は「四奉行」の働きを中和する役割を期待され、「四奉行」と対抗的な立場をとることが多かった。

秀吉の死の直前に整備された五大老・五奉行制においても「二大老」制は制度内の制度として維持されたものの、秀吉没後には奉行らと利家が歩調をあわせて家康と対抗する局面がみられるようになる。大老・奉行の合議と、そのなかで「二大老」に付与された特別な発言力という枠組みに規定されて、従来の対立構図が変化した。秀吉独裁体制のもとで大老や奉行らの合議機関が存在していなかったことを理由に秀吉没後の大老・奉行制の崩壊を必然と説く議論が優勢だが、事実は秀吉生前、自律的に政策を協議する大老と奉行の機構がそれぞれ政権中枢に準備されており、そのありかたを前提としつつも、秀吉や利家の死、石田三成の失脚といった因子により旧来の対立が解消され、新たな連携が呼びさまされる動向がみられる。五大老・五奉行の体制は不安定でも、大老・奉行の協働体制は柔軟かつ強靱だった。

終章は、各章を要約し補足する。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、天皇を核とする伝統的制度と豊臣政権との関係に注目し、豊臣期の政治過程を見直し、かつ、政権の権力構造を究明しようとするものである。全体は7章からなり、前後に序章と終章が配されている。

豊臣政権をめぐる研究は、1950年代後半から60年代にかけての太閤検地論争を経たのち、1960年代以降、豊臣政権の権力構造・政治構造をめぐる研究へと展開し、関白政権としての豊臣政権の特質を論じ、また秀吉の朝鮮出兵を東アジアの大きな歴史的うねりのなかに位置づけ評価しようとしてきた。また、1970年代後半には藤木久志氏による惣無事令論が提起され、政治権力の特質だけでなく社会の特質をも論じるようになってきた。

本論文は、こうした研究動向のなかで、藤木氏以前に積み上げられてきた諸研究に果敢に挑戦し、新たな史料の発見だけでなく、従来の史料を丹念に読み解くことで、これまでほぼ通説化してきたこれまでの見解を批判し、その誤謬を正し、新たな位置づけを試みたものである。

第1章「服属の作法と人質 — 家康臣従過程を再検討する —」では、徳川家康が小牧長久手の戦い後も秀吉への服属をこぼみ続け、秀吉の妹旭姫との婚儀、母を人質として送られることで臣従の礼をとったとする通説的解釈に対し、論者は、小牧合戦後の服属過程を詳細に検討し、当初から上洛が前提とされていたのではなく、人質の提出、次いでその基準の引き上げ、そして上洛へと、段階的に進められた臣従過程を明らかにし、この過程のなかで人質提出と上洛見参で完結をみる政権への服属作法が形成されたと主張する。実態に即した解釈として評価できよう。

第2章「豊臣政権の代替わり」では、秀吉が関白となった秀次を介して自己の意思を発動させる事例を先行研究は関白職の支配領域については秀次をとおさねば権力を行使できないとしてきたが、両者は対立的なものではなく、秀次を介しての権力行使は秀吉による秀次後援策で、いまだ脆弱な秀次の権力基盤の整備を企図したものであり、さらにいえば秀次への代替わりを円滑にすすめるための方策であったとする。新たな解釈として十分評価しうるものであろう。

第3章「秀吉の朝鮮渡海と叡慮」では、従来、国内統一戦を遂行する正当性の根拠として天皇権威を利用した秀吉は、自身も叡慮に縛られ、勅命を拒絶できない弱点を抱えこんだと説かれてきた。それに対し論者は、それを証する典型例とされてきた秀吉の朝鮮渡海を制止する勅書発給の経緯を検討し、従来の年代推定を改め、秀吉の渡海計画が挫折した後のものであるとし、かつ秀吉はほとんど勅命に拘束されなかったと位置づけ、一方で天皇を身分序列上の頂点とする堅固な国制の権威に秀吉の正当性は立脚していたとする。

第4章「豊臣政権の対外構想と秩序観」では、豊臣政権が出した外交文書の形式を分析し、明・南蛮国インドと日本を対等の交易国、朝鮮・琉球・台湾・呂宋を服属要

求対象国と二元的に近隣諸国を認識していたとする従来の見解に対し、インドは日本より低く、さらに朝鮮・琉球が南蛮国・台湾より高く格づけられており、またそこでの天皇は日本の最高位君主として定置され、相手国への優位は天皇を基準に表現されていたとする。さらに、日本の神や天皇は皇天や皇帝の下位に置かれるが、明への従属を容認したのでなく、足利義持の対明断交文書の形式を採用することで独立堅持の気概を示したとする。

第5章「高台院と豊臣家」では、高台院が秀吉の死後京都の寺院で仏事三昧の日々を送ったという通説に対し、大坂の淀殿との関係の基調は連携にあり、幕府へもさまざまな要求を突きつけ、朝廷とも親しく交わるなど、豊臣家を構成する政治的存在として大坂夏の陣までは存在し続けたとする。具体的史料に基づいた新たな高台院像がそこには提起されている。

第6章「清正と家康の海賊退治」では、清正が秀吉の海賊禁止令をうけ領内で取り締まりに尽力した根拠とされてきた史料の年代を検討し、それが関ヶ原合戦後に家康の出した禁令に対応したものであることを明らかにし、そこから將軍任官前においても家康は西日本の有力豊臣大名を威令に服させていたと論じる。従来の見解を大きく変える成果である。

第7章「秀吉独裁制の権力構造」では、徳川家康と前田利家とからなる「二大老」制と「四奉行」制とを析出し、「四奉行」制は秀次事件を機に統治全般をつかさどる任務を帯びた秀吉直属の中枢機構として確立し、また「二大老」制は徳川家康に大名統制の職域をこえた次元の発言権を認めた上で前田利家との協働を条件に家康の役割を位置づけなおした上に成立し、それに「四奉行」の働きを中和する役割を秀吉は期待し、さらに秀吉の死後もこの「二大老」制は政権運営を規定したとする。

以上述べてきたように、本論文は、これまで利用されてきた史料の再検討と新たな史料の発掘とによって、従来の見解の誤謬を正し、あらたな位置づけをさまざまに提示した論文であり、大きな評価を与えたい。

しかし、望むべき点がないではない。論点を鮮明としようとするあまり研究史の総括がやや強引なところがみえ、また旧来の説や解釈を果敢に批判し、多く首肯すべき成果を得ているが、なお旧来の説や解釈を十分に論破しきれていないと思われる部分が残されている。また本論文で明らかにされ新たに位置づけられた個々の論点が豊臣政権の政権構造・権力構造の全体のなかにどのように位置づくのかはなお論じ尽くされていないとはいいたい。ただこれらの問題は、論者の今後の努力によって克服されるべきものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2011年12月1日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。